

第2回 糸島市土地利用計画審議会

■日時：令和2年10月26日 10:00~11:00

■会場：糸島市役所 新館5階 1号会議室

■出席者

○委員：辰巳 浩会長（福岡大学工学部社会デザイン工学科）、内野 敏一委員（糸島市農業委員会）、馬場 秀昭委員（福岡県福岡農林事務所）、森山 衛委員（福岡県県土整備事務所）、朝田 好春委員（公募委員）、鈴木 清委員（公募委員）、井土 敏幸委員（糸島市商工会）、外山 貴寛委員（一般社団法人糸島市観光協会）、柚木 利道委員（糸島市行政区長会）

■欠席者

○委員：松永 千晶副会長（福岡女子大学国勢文理学部環境科学科）、池 加菜子委員（いとしま蘭々クラブ）、小金丸 肇委員（糸島農業協同組合）、竹原 弘子委員（糸島市農業女性の会ふた葉）、田中 三香子委員（糸島市男女共同参画推進ネットワーク）、吉村 寿敏委員（糸島漁業協同組合）

■次第

1. 開会
2. 出欠確認
3. 審議事項
 - ・パブコメに向けた計画書修正案（前回審議会・県6課意見）について
4. 今後のスケジュール
5. 閉会

■ 審議内容

- ・パブコメに向けた計画書修正案（前回審議会・県6課意見）について

～第1回糸島市土地利用計画審議会の修正一覧を説明～

●辰巳会長

- ・8ページの文章中に将来都市構造図に関する記載があるが、将来都市構造図が11ページに掲載されているため、8ページに移動できないか。

●事務局

- ・指摘の通り、修正させていただく。

●辰巳会長

- ・15ページに瑞梅寺ダムが治水機能を有するという記載が追加されているが、利水のみではなく、治水を含む多目的ダムという認識でよいか。

●事務局

- ・治水機能を兼ね備えていると県に確認している。

●森山委員

- ・前回に指摘し、今回計画書を修正していただいているが、記載をもう少しわかりやすくできないか。「大雨の時には、洪水調節を行い」という表現のほうがわかりやすいのではないか。

●事務局

- ・指摘の通り、わかりやすい表現に修正させていただく。

●鈴木委員

- ・水面と水路と記載されているが、これは何を指しているのか。

●事務局

- ・水面には、ため池や調整池等の水面が広く含まれている。

●辰巳会長

- ・水面等の表記に関しては、一般の方にわかりやすい表現を検討してほしい。

●事務局

- ・表現を検討させていただく。

●朝田委員

- ・前回、里道の舗装に関する意見を言わせていただき、回答として、市内に多くの里道があり、舗装する予算が難しいと聞いている。すべてを一度に舗装整備するのではなく、少しずつでよいので、里道を舗装していただきたい。

●事務局

- ・糸島市には市道だけでも1,000kmあり、費用的にも、なかなか厳しい状況である。現状

は、里道の通常の管理まではできていない。災害が発生した場合には、その復旧対応はしている。里道の中には、生活道路として利用されているところがあると思うが、その里道に関しては、市のほうで舗装等の検討を始めている。少しずつではあるが、対応できるのではないかと考えている。

●朝田委員

- ・28、29 ページに関して、農村・漁村集落の少子高齢化やコミュニティの維持に関する記載がある。この解決策の1つとして、糸島市には公園が少なく、小規模なものとなっている。ので、コミュニティを活性化するために、住宅の近くの遊休農地、空き地を活用して、公園の整備を進めてはどうであろうか。多世代が子どもを中心に公園を利用することでコミュニケーションの輪が広がるのではないだろうか。今後、検討して欲しい。

●事務局

- ・他市に比べ、人口一人当たりの公園面積が少ないことは、把握している。国土利用計画には、公園をどのように整備するという記載はできないと思うが、総合計画の中で、公園整備に関する検討をしているため、ご理解いただきたい。

●鈴木委員

- ・14 ページに森林環境税とあるが、新たに作られた税金か。
- ・32 ページに福岡県の大規模集客施設の立地基準との記載があるが、大規模集客施設の定義は何か。

●事務局

- ・森林環境税については、5年以上前に県で設けられた既存の税制である。この税金を活用し、糸島市では、森林の植樹等を実施している。
- ・大規模集客施設については、商業施設やスーパー等の施設ごとに、面積の規定がされているものである。

●辰巳会長

- ・大規模集客施設に関して、以前は店舗の部分のみであったが、映画館等がセットになったショッピングセンターも多いというところで、そこも含めたものになっている。

●外山委員

- ・人口が大きく減る桜野地域に住んでいる。大きな要因は、少子高齢化であると思うが、住みたくても住む土地がなく、新しく住みたい人が入る場所がないという問題があると思う。土地利用の計画に伴って、基準が示されると思うが、少子高齢化が進んでいるものの、このような土地利用をしたら、人口が増加したというような良い事例があれば、辰巳会長に教えていただきたい。
- ・福岡市の今津地域は、人口が増えている。福岡市で、土地利用を活用するというような規制緩和をしており、今津地域の小学校の生徒数が10年前の100人から、現在で150人程度まで増えている。福岡市の取り組みのように、吉田地区で取り組みをされていると聞いているため、内容を教えてほしい。

●辰巳会長

- ・全国的に人口減少が進む中で、特殊事例として人口が増えているところがある。その一つは、交通の便が良い、または良くなったエリアで、駅の新設や福岡市中心部まで移動できるようになったというような例が特殊事例としては、一般的だと思われる。そのほか、施策により、人口が増えたということは一時的に発生したとしても、よその地域からとってきている人口であり、減るところは最終的に減っていつてしまう。こうした状況で、全国の自治体では、立地適正化計画という計画を作成しており、人口がある程度減るのは仕方がない、それを受け入れてどのように生き延びていくのか計画を作成している。考え方は、全体的に人口が少なくなって、暮らしが立ち行かなくなることを避けましょうという考えである。その理由は、人口密度がすべて薄くなると、どこでも商売が維持できなくなり、どこでもコミュニティの維持が難しくなるということになり、経済的に非効率になってしまう。そのため、ある程度まとまって住んでいただき、人口密度を維持し、そこに商業施設等を存続してもらおうというような場所をいくつか作り、その周辺に人に住んでもらおうという考えである。ただし、全員が周辺に住めるわけではないため、そのほかの方々においては、人口を増やすというよりは、コミュニティを維持していくという考えである。なかなか、現在の社会情勢において、人口を増やすということは、大変難しい状況にあると思う。

●外山委員

- ・辰巳会長の意見の通り、人口が減っていく中でのまちづくりに取り組んでいかなければならないとも考えている。しかし、現在、市街化調整区域という規制の必要性が疑問視されている状況にあると思う。市街化調整区域においても、有効活用できるような施策もあると聞いているため、そこを市に聞きたい。

●辰巳会長

- ・市街化調整区域は、インフラの効率化や都市のスプロール化の抑制という役割があるが、一方で、市街化調整区域を定めることによって、観光等に影響が及んできている。そのため、交流人口を増やすための施設の立地を考えると、市街化調整区域においても地区計画等の手法で一定の規制緩和が可能となるため、そのような検討を市で進めていただければと思う。

●事務局

- ・辰巳会長の話にもあったが、全国的にコンパクトシティ化が進められており、糸島市でもJR 筑肥線沿線を中心としたコンパクトシティ化を進めていこうとしている。一方で、海や山側の過疎化している地域も守っていかないといけないと考えている。吉田行政区では、既存の集落や農地を含む一定の区域を指定し、その区域の中であれば、農地であっても住宅地に限り、宅地開発できるという福岡県の条例制度を活用している。このような制度を地域の中で話し合い、合意が得られれば、新たに家を建てるということも可能になる。桜野地域は、九州大学伊都キャンパスに隣接する地区であるため、糸島市としては、九大

連携のまちづくりを進める地区に位置付けている。地区計画といった手法を基に、学生のまちや研究所、企業を誘致できるようなまちづくりという位置づけをしているため、地域の方々と話し合いながら、将来のまちづくりを検討していきたい。

●外山委員

- ・福岡市での規制緩和による影響が糸島市にあるかどうか教えてほしい。

●事務局

- ・福岡市の規制緩和は、レストランや宿泊施設等の観光に係る施設を対象に、市街化調整区域でも建設や開発の許可ができることを認めた制度である。ここでの許可の権限は、福岡市の場合、福岡市になるが、糸島市の場合は、福岡県になる。そのため、規制緩和の制度を福岡県に作っていただく必要があり、市から福岡県に要件等を聴取し、地域の要望等に対して説明している状況にある（例えば、地区計画の設定には20haの地権者総意を必要とする、ドライバー休憩目的のロードサイド型飲食店は可能など）。

■今後のスケジュール

～第2次糸島市土地利用計画策定スケジュールを説明～

●事務局

- ・パブリックコメントは規則で30日以上となっており、庁内で同時期に3つ実施されるため、期限を併せて12月4日～1月5日で実施させてもらう。
- ・本審議会の後、11月10日の庁議、翌11日の議会への説明を踏まえ、パブリックコメントを実施することになる。庁議、議会で出された意見は、パブリックコメントの結果と合わせて、計画案に反映するものとし、本審議会の修正分までを反映したものをパブリックコメントにかける。
- ・第3回の審議会は2月8日10時とし、その際にパブリックコメント後の修正案をお出しするとともに、県の意見照会を並行して行う。その後、県の意見を踏まえ、辰巳会長に内容を確認いただき、市長へ答申を実施してもらう。
- ・

●辰巳会長

- ・パブリックコメント前に、本日の審議会に出た意見を反映した計画案の確認については、時間的な制約もあるので、会長に一任いただきたい。

●以上異議なし

以上